

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県健康増進交流センター	設置年	平成 9 年
所在地	秋田市河辺三内字丸舞1-1		
指定管理者	河辺地域振興株式会社		
県所管課	健康づくり推進	課	調整・健康寿命延伸 チーム

1 施設の概要

設置目的	県民の健康増進を積極的に推進するため、温泉利用を中心に運動や森林浴を取り込んだ健康づくりの実践の場を提供するとともに、健康に関する情報提供・研修等を行う拠点施設として設置された。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標 県民の健康づくりのための温泉利用、運動及び生活習慣の改善に関する指導・研修の機会を創出し、県民の健康保持及び増進を図る拠点施設。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの 県民の健康寿命延伸を図るため、健康増進施設としての特色を活かしながら健康増進事業を充実させ、更なる利用促進に取り組む。					
施設の面積	敷地面積37,671.39㎡、延床面積5,448.56㎡					
主な設置施設	メイン棟(トレーニングルーム、レストラン、大広間、会議室等)、アクア棟(バーデゾーン、プール、リラク্সスルーム等)、宿泊棟(一般宿泊棟、自炊棟)					
指定管理業務の内容	料金制	有(利用料金併用制)				
	料金設定	別紙のとおり				
	サウンディング実施対象施設※	○				
	指定期間	2021/4/1 ～ 2026/3/31				
	営業期間・時間	通年・10時～21時(一部の施設に関しては16時まで)				
	①使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 ②施設及び設備の維持管理に関する業務 ③健康増進事業の推進に関する業務					
自主事業の内容	①秋田市内2箇所へ週に2回程度無料送迎バスの運行をしている。 ②地元密着型の体験事業を実施している。 ③大縁日まつり、歌謡ショー、食味会等の各種イベントを実施している。 ④当該施設及び隣接する施設を使用した各種大会及び演奏会を実施している。(グランドゴルフ、卓球(ラージボール)、ジャズ演奏会、バーベキュー祭り等)					
直近3年の年間利用者数	R3	82,602 人	R4	90,039 人	R5	99,023 人
直近3年の年間利用収入	R3	49,327 千円	R4	60,083 千円	R5	61,254 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入 計		131,812	124,987	133,784	145,538	138,885
利用料金収入		62,412	40,140	49,327	60,083	61,254
指定管理料		69,400	74,634	77,760	76,679	75,655
その他収入			10,213	6,697	8,776	1,976
支出 計		134,573	132,059	138,960	156,544	149,443
人件費		41,786	38,948	40,495	42,511	45,579
光熱水費		23,086	21,487	27,523	31,883	26,171
修繕費		7,597	7,700	8,799	8,798	8,799
外部委託費		29,108	33,913	32,156	34,337	31,224
その他経費		32,996	30,011	29,987	39,015	37,670
差 引		▲ 2,761	▲ 7,072	▲ 5,176	▲ 11,006	▲ 10,558

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

＜観点Ⅰ＞ 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和5年度の目標	利用者数 99,000人
----------	--------------

○指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	実績	99,023	達成率	100.0%	
	具体的な取組とその効果	温泉営業が再開し、マスメディアやSNS等を活用して施設の特色である健康増進事業に積極的に取り組んだこと、コロナ禍では集客が困難だった団体日帰り利用者を営業努力により獲得したこと等で利用者数が増加した。			
直近3年の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	78,000	97,000	98,000	
	実績	78,042	82,602	90,039	
	達成率	100.1%	85.2%	91.9%	
令和6年度の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 100,000人			
	設定根拠	物価の上昇や燃料費の高騰を踏まえ、黒字化を図るためには目標値を達成する必要がある。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

＜観点Ⅰ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	新型コロナウイルスの流行や源泉井戸の不具合の影響で過去2年間目標を達成できていなかったが、令和5年度は施設の強みである温泉・プール・トレーニングルームを利用した入館者が増加した。
	県(所管課)	A	新型コロナウイルスの影響でR3～4年度は目標未達だったが、情報発信や営業努力で令和5年度はコロナウイルス流行前の水準に戻り目標を達成した。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	80.6%		
	具体的な 取組と その効果	サービス部門の従業員数を増やしたことにより、よりきめ細やかなサービスの提供が可能となり、アンケート等での接客に対する評価が高くなった。トレーニングルームやプールで実施する健康教室の回数を増やしたことにより、参加者数が増加するとともに、アンケート等での評価が高くなった。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	82.0%	80.6%	72.4%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	温泉営業の再開に伴い、令和5年度はクレームが大幅に削減され、サービスの質の向上に伴う高評価が多かった。しかし、うたせ湯等一部施設の営業中止に伴うクレームも発生したため解消に努める。
	県 (所管課)	A	湯湯量不足により営業を停止する施設がありながらも8割を超える満足度を獲得した点は評価できる。工夫を凝らしながら、引き続きサービスの質を向上させることが重要である。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	経費は全体で前年度比約4.5%減少した。
	具体的な 取組と その効果	物価の上昇や人件費の増加等はあったものの、電力会社の変更に伴う電気料金の減少、源泉井戸ポンプの復旧に伴う灯油料金の減少等の理由により、光熱水費は前年度比約17.9%減少した。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	利用料金収入が、前年度比約1.9%増加した。
	具体的な 取組と その効果	施設の特色であるバーデ・ゾーン(温水プールや各種浴槽設備)や、トレーニングルームを積極的にPRした結果、前年度比で入館者数が約10.0%増加した。

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	収入は増加し、経費は減少となったが、黒字化を図るためには更なる収入の増加が必要となる。
	県 (所管課)	B	収入の増加や経費を減少させた点は評価できる。黒字化に向けて、より効率的な運営と利活用促進が必要である。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	①使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務適正に実施した。 ②設備の維持管理に関する業務 仕様書に記載されている業務を適切に実施したが、建物や設備の老朽化に対して、一部の修繕が追い付いていない現状にあり、利用者満足度調査に影響を及ぼした。 ③健康増進事業の推進に関する業務 令和5年度は、前年度比約12.5%参加者が増加した。また、秋田県から県民の健康寿命を延伸を図るための委託事業を受託し、事業の目的にかなった業務を適切に実施した。 ④上記のほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務適切に実施した。
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	設備の維持管理に関する業務については、建物主の秋田県と協議を行いながら対応を行ったものの、一部の不具合については解消をすることができず、令和6年度以降に持ち越しとなった。 健康増進事業の推進に関する業務については、指定管理施設の利用者以外の県民の健康寿命の延伸にも取り組んだ。
	県 (所管課)	B	健康増進事業の参加者数はコロナウイルスの流行前の水準近くまでの回復が見られ、多くの県民の健康づくりに寄与している。 一方、老朽化が進む部分については、必要に応じて計画的な修繕を実施する必要がある。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
令和5年度は利用者数・利用満足度ともに前年度を上回る結果となったことから、施設の強みである温泉の利用や有資格者による指導により多くの県民の健康づくりに寄与したと評価できる。
○施設運営の課題
今年で開業から27年が経過し、多くの設備の老朽化が急速に進んでいる。 施設の設置目的の根幹を成す温泉設備にも不具合が生じ始めているなど、老朽化に修繕等の対応が追いついていない状況にある。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
利用者の拡大を図るため、健康経営を目指す民間企業等と連携し、従業員への周知を進める。 利活用の促進とともにハード面の計画的な管理を引き続き行っていく。限りある予算の範囲内で真に必要な修繕項目を整理し、計画的な維持管理を行う必要がある。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和5年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
・経費削減に取り組んでいることは評価できる。 ・厳しい収支状況が続いていることから、経営改善について検討が必要と考える。指定管理料を増額しても収支マイナスが続いており、経営状況がかなり厳しいと見受けられ、コストを抑えた集客戦略や黒字化を目指した綿密な収支計画などの検討が必要と考える。 ・温泉宿泊施設であるがターゲット層の絞り込みは必要と考える。現状では魅力に欠けており、将来性について厳しいと考える。
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)
・施設の今後のあり方について検討が必要と考える。現状では将来性に欠けると感じることから、新たな仕掛けやリニューアルがなければ厳しいと考える。例えば、宿泊施設・健康増進施設のどちらかに特化し、曖昧な経営目標を明確にする等の対策が必要と考える。 ・多額累積損失等による指定管理者辞退リスクへの対応について検討が必要と考える。また、施設の老朽化対応を検討し、限りある財源の中で対応が困難であれば、施設の利活用等についてサウンディングを実施しつつ、地元市町村への移管等含め検討すべきと考える。

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和5年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
・物価の高騰により、経費の削減はさらに難しくなったが、引き続き取り組んでいく。 ・コストを抑えた集客戦略やターゲット層の絞り込みについては、有識者の意見も取り入れながら、現在の魅力を最大限PRできるよう努めていく。 ・収支計画については、指定管理者選定時と比べて社会情勢が大きく変化したことや、施設の経年劣化により、指定管理者が想定できない不具合が発生したこと等も影響しており、経営改善に向けて、これまで以上に企業努力に邁進するとともに、所有者にも協力を要請しながら対応していく。
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)
・現在は、県民の一般利用のほか民間企業の福利厚生制度の一環としても利用されている状況である。今後は、このような企業との連携をより一層拡大していくほか、ヘルスツーリズムや児童・生徒のクラブ活動での利用など、施設が有する資源と環境を最大限生かしながら更なる県民の利用促進を図っていく。 ・当施設は、県民の健康寿命延伸に資する県内唯一の温泉利用型健康増進施設であるが、次期指定管理者選定の前々年度に当たる令和6年度にはサウンディングを実施しながら、今後のあり方を検討していく。

1 入館料

区分			利用料金の額	
普通料金	通常の使用	幼児	1 人 1 回につき	200円
		小学校児童		600円
		一般		1, 200円
	一般浴室のみの使用	幼児		100円
		小学校児童		300円
		一般		600円
団体料金（20人以上の団体）		幼児		150円
		小学校児童		450円
		一般		900円
回数券	通常の使用	小学校児童	5 枚綴り	2, 500円
		一般		5, 000円
	一般浴室のみの使用	小学校児童	10枚綴り	2, 500円
		一般		5, 000円
定期券（有効期間 1 年）			1 人	18, 500円
			家族 2 人	29, 500円
			家族 3 人	40, 500円
			家族 4 人	51, 500円

備考

- この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者とする。
- この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。
- 「幼児」の回数券については発行しないものとする。
- 定期券は、家族1人の追加につき11,000円を加算するものとする。

2 研修室等の利用料金

区分	利用料金の額			
	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前10時から 午後5時まで	午後5時後の 時間1時間につき
研修室	1,260円	2,520円	3,780円	630円
会議室	1,260円	2,520円	3,780円	630円
休憩室	1室1時間につき			630円
トレーニングルーム	1人1回につき			250円
リラク্সスルーム	1人1回につき			300円
タオルセット	1式1回につき			250円
水着	1式1回につき			380円
館内着	1式1回につき			250円

備考

- 研修室若しくは会議室の午後5時後の使用又は休憩室の使用については、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間として計算する。
- 研修室又は会議室の使用において、使用者が入場料（使用者がいずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき、又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- 会議室を宿泊のために使用する場合の利用料金の額は、第3号の大広間を使用する場合の利用料金の額とする。
- トレーニングルーム及びリラクックスルームの利用料金は、入館料を納付した者（一般浴室のみを使用する者を除く）からは徴収しないものとする。

3 宿泊室及び大広間の利用料金

区分				利用料金の額（1人1泊につき）	
宿泊室	一般棟	A	小学校児童及び中学校生徒	3,110円以上4,650円以下	
			一般	4,360円以上6,540円以下	
		B	小学校児童及び中学校生徒	3,440円以上5,160円以下	
			一般	4,870円以上7,290円以下	
		C	小学校児童及び中学校生徒	3,440円以上5,160円以下	
			一般	4,870円以上7,290円以下	
		D	小学校児童及び中学校生徒	4,610円以上6,910円以下	
			一般	6,540円以上9,800円以下	
		E	小学校児童及び中学校生徒	3,440円以上5,160円以下	
			一般	4,870円以上7,290円以下	
		自炊棟	F	小学校児童及び中学校生徒	2,440円以上3,640円以下
				一般	3,440円以上5,160円以下
	G		小学校児童及び中学校生徒	3,520円以上5,280円以下	
			一般	4,950円以上7,410円以下	
大広間			小学校児童及び中学校生徒	2,040円以上3,040円以下	
			一般	3,010円以上4,510円以下	

備考

- 1 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 宿泊室A 洋室で床面積が16平方メートルのものをいう。
 - (2) 宿泊室B 洋室で床面積が19平方メートルのものをいう。
 - (3) 宿泊室C 和室で床面積が23平方メートルのものをいう。
 - (4) 宿泊室D 和室で床面積が32平方メートルのものをいう。
 - (5) 宿泊室E 洋室で床面積が26平方メートルのものをいう。
 - (6) 宿泊室F 和室で床面積が14平方メートルのものをいう。
 - (7) 宿泊室G 和室で床面積が22平方メートルのものをいう。
- 2 この表における「小学校児童及び中学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 4 宿泊室を休憩のために使用する場合は利用料金の額は、休憩室を使用する場合の利用料金の額とする。

4 研修室等以外の施設の利用料金

区分		利用料金の額	
対価を得る場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	2,510円
	時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	89円
対価を得ない場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	1,260円
	時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	53円

備考

- 1 この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 2 使用面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 月の中途から使用を開始するとき、又は月の中途で使用を終了するときのその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 4 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間として計算する。